

五所川原市防災行政無線整備事業  
公募型プロポーザル  
募集要項

令和7年7月  
五所川原市

## 第1 更新工事の業務全般に関する事項

### 1 事業の名称

五所川原市防災行政無線整備事業

### 2 担当課

五所川原市総務部防災管理課

### 3 調達の方法

公募型プロポーザル方式

### 4 調達の内容

#### (1) 委託の範囲

- ① 電気設備工事等
- ② 防災行政無線システム全体設計（電波伝搬調査を含む）
- ③ 防災行政無線運用設計
- ④ 防災行政無線システム関連機器の導入設計と調達
- ⑤ 防災行政無線システム関連機器の導入・調整（J-A-L-E-R-T装置を含む）
- ⑥ 防災行政無線システム導入に伴うネットワーク工事
- ⑦ 試験の実施（機器総合テストから運用テストまで）
- ⑧ 教育・研修の実施
- ⑨ ユーザーテスト（ユーザーによる総合受入テスト）の支援
- ⑩ システム移行と稼働後のフォロー作業
- ⑪ 令和8年3月27日までの関連機器運用支援
- ⑫ その他関連資料の作成
- ⑬ 無線局の免許申請に係る各種手続きの代行
- ⑭ J-A-L-E-R-T装置との連動設計・導入
- ⑮ 工事等の数量表の作成
- ⑯ その他本事業遂行上必要な業務・工事等
- ⑰ ①から⑯までの付帯作業
- ⑱ 既設設備の撤去工事
- ⑲ 保守点検費用の積算（完成後10年間）

#### (2) 見積提示範囲

前号の委託範囲とする。保守点検費用は別紙とすること。

#### (3) 業務実施上の要件

本業務の実施にあたり、関係法令、諸規則等を遵守すること。

- ① 電波法（昭和25年法律第131号）及び同法関係規定
- ② 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）及び同法関係規定
- ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法関係規定
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、昭和45年法律第137号）

及び同法関連規定

- ⑤ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びこれに基づく政令、省令等
- ⑥ 建設業法（昭和24年法律第100号）及びこれに基づく政令、省令等
- ⑦ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ⑧ 日本工業規格（JIS）
- ⑨ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ⑩ 日本技術標準規格（JES）
- ⑪ 日本電気工業会規格（JEM）
- ⑫ 電子情報技術産業協会標準規格（JEITA）
- ⑬ 五所川原市条例規則
- ⑭ その他本業務に係る諸規定及び規格等
- ⑮ 電気通信事業法及び同法関係規定
- ⑯ 公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編、各最新版）等

（4）提案書作成について

- ① 提案書作成において、防災行政無線整備事業要求仕様書を踏まえ、五所川原市に最も適した防災行政無線システムとし、その具体的な実現に対する考え方等を積極的に提案すること。
- ② 親局設備は市役所に設置するものとする。また、遠隔制御機器を市浦総合支所及び金木総合支所に設置するものとする。
- ③ 拡声子局については、放送到達地域が最低限現行と同程度となるように設置すること。設置場所は、できるだけ公共施設とすること。
- ④ 各機器の設備機能概要、操作方法等について、容易に理解できる内容とすること。

（5）業務期間

業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで

※業務の進捗状況に応じて令和9年3月31日まで延長する場合がある。

## 5 契約及び条件

（1）契約に関する条件

① 委託について

再委託及び再々委託については、受託者は、事前に文書で本市の承認を得た場合に限り認める（五所川原市が要求する再委託先に関する情報を提供すること）。

② 再々委託からの更なる再委託は一切認めない。

③ 再委託及び再々委託にあたっては、全ての業務を一括した再委託を行わないこと。

④ 再委託先及び再々委託の作業等について一切の責任を受託者が負うこと。

⑤ 損害賠償等について

本業務を履行するに当たり、第三者に損害を与えた場合において損害賠償請求を受けたときは、受託者の責めに帰すこと。

## 第2 提案依頼手続きに関する事項

### 1 条件

#### (1) 参加資格条件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 令和7年度五所川原市建設工事入札参加資格者で、電気通信工事の登録を行っていること。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の審査結果（経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書〔有効期限内にある直近のもの〕）における電気通信工事の総合評価値が650点以上であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始がなされていないこと。
- ⑤ 公告日から事業者選考結果の間までに、五所川原市から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 過去の10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）において、デジタル防災行政無線の構築について、地方自治体において、元請としての納入実績があり、かつ受注金額が5,000万円以上で1件以上の実績があること（拡声子局増設は実績として含めない。）。
- ⑦ 情報セキュリティについて、適切な情報の管理、運用を行う必要があるためISMSを取得していること。
- ⑧ 国税、地方税（本店所在地の県税・市町村税）を滞納していない者であること。
- ⑨ 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ⑩ 参加申請事業者本店又は営業所が青森県内に所在すること。

- ⑪ 保守・運用支援の拠点が青森県内にあること。
- ⑫ 納入する施設の電波障害対応等のため、システム障害等が発生した場合は、速やかに対応が可能であること。

## (2) 保守

- ① 参加申請事業者本店が青森県内であること。
- ② 保守・運用支援の拠点が、青森県内であること。
- ③ 納入する施設の電波障害対応のため、システム障害等が発生した時は、速やかに対応が可能であること。

## 2 日程

- (1) 公募実施 . . . . . 令和7年7月10日(木)
- (2) 提案参加受付 . . . . . 令和7年7月10日(木)  
※提案参加申込受付と引換に資料を配布
- (3) 提案参加受付締切り . . . . . 令和7年7月31日(木) 午後4時まで
- (4) 参加資格結果報告日 . . . . . 令和7年8月1日(金)
- (5) 質問受付開始 . . . . . 令和7年7月10日(木)
- (6) 質問締切り . . . . . 令和7年7月17日(木) 午後4時まで
- (7) 質問回答日 . . . . . 令和7年7月22日(火)
- (8) プロポーザル提案受付 . . . . . 令和7年7月10日(木)
- (9) プロポーザル提案締切り . . . . . 令和7年7月31日(木) 午後4時まで
- (10) 書類選考結果報告日 . . . . . 令和7年8月4日(月) 予定
- (11) 提案プレゼンテーション . . . . . 令和7年8月上旬 予定
- (12) 選考結果発表 . . . . . 令和7年8月中旬 予定

## 3 提供資料

- (1) 防災行政無線整備事業プロポーザル実施要領書
- (2) 防災行政無線整備事業要求仕様書
- (3) 提出様式
  - ① 提案参加申込書兼誓約書(様式1号)
  - ② 質問書(様式2号)
  - ③ 辞退届(様式3号)
  - ④ デジタル防災行政無線整備に係る事業実績調書(様式4号)

## 4 提供前提条件

- (1) 提供する資料は、提案書の作成のみに利用すること。
- (2) 提供する情報について、提案に関与しない第三者に漏えいしないこと。
- (3) 契約する内容は、提案内容から変更する場合があることを承諾すること。
- (4) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とすること。
- (5) 提案終了後は、提供した資料は破棄すること。

## 5 提案手続の詳細

### (1) 提案参加申込時の提出物

提出する資料は、以下の内容・部数とすること。

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| ① 提案参加申込書兼誓約書（様式1号）           | 1部 |
| ② デジタル防災行政無線整備に係る事業実績調書（様式4号） | 1部 |
| ③ 経営規模等評価結果通知書の写し             | 1部 |
| ④ 会社概要（任意様式）                  | 1部 |

### (2) 参加資格結果報告

参加資格について、提出物を精査した上で、令和7年8月1日（金）までに、提案参加申込書に記載された電子メールアドレスに参加資格結果を報告する。また、参加資格者が1社のみの場合でも本プロポーザルは成立する。

### (3) 質問受付・回答

提供資料の内容に関する質問がある時は、配布した質問書（様式2号）に質問事項を記入し提出すること。

- ① 提出方法 電子メールにより「質問書」を添付し送付すること。
- ② 回答日 令和7年7月22日（火）までに、全ての参加者に対して提案参加申込書に記載された電子メールアドレスにて回答する。また、不利益及び不公平となる質問であると判断した質問に関しては回答を控える場合がある。

### (4) プロポーザル提案書の提出

提出する資料は、以下の内容・部数とすること。

ただし、④、⑤はCD等による電子データによる提出とすることができる。

- |  |                  |
|--|------------------|
| ① 提案書                                      | 正本1部、副本10部、電子版1部 |
| プレゼン時配布用を含む。                               |                  |
| ② 見積書（任意様式）                                | 1部               |
| 部品名、個数等できる限り詳細に記載すること。                     |                  |
| ③ 保守点検費用                                   | 1部               |
| 完成後10年間分の費用を算出すること。                        |                  |
| ④ 音達図、屋外拡声子局に関わる構成資料（任意様式）                 | 各1部              |
| 設置場所は小中学校及び公共施設を優先すること。                    |                  |
| 設置場所については受注後、市と要協議とする。                     |                  |
| ⑤ 各機器の設備機能構成概要（任意様式）                       | 1部               |
| 提出物一式をプロポーザル提案締切日までに総務部防災管理課へ提出すること。       |                  |
| 締切日以降の受付については、いかなる理由があろうとも一切認めない。          |                  |
| 提出物は返却しない。また、原則として、受領した書類等の差し替え及び再提出は認めない。 |                  |

### (5) 書類選考

書類選考結果報告日 令和7年8月4日（月）

- ① 機能内容、提案書の内容等を評価し選定する。また、提案事業者が3社を超えた場合は、事業者選定委員会において、上位3社を選定する。
- ② 予算額を超える見積額である提案は選考除外とする。

予算額 209,470 千円

③ 選考結果については、電子メールアドレスにて結果を報告する。

## 6 提案プレゼンテーション

必要に応じて、以下の内容のプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日 時 未定
- (2) 場 所 五所川原市役所内会議室を予定している。
- (3) 内 容 提案システムのプレゼンテーション
- (4) 提案時間 プレゼンテーション 30 分以内 + 質疑応答 15 分以内
- (5) 選 考 者 五所川原市防災行政無線整備事業プロポーザル審査委員
- (6) そ の 他 プロジェクター及びスクリーン又はモニターは市が準備する。  
パソコン、その他説明に機器等が必要な場合は、提案者が準備すること。  
データ様式、フォント等は指定しないが、簡潔にまとめ、容易に理解できる内容とすること。

## 7 受託候補者の選考

- (1) 選考は、市が設置する審査委員会により審査するものとする。
- (2) 選定委員会により書類選考の内容及び審査（評価）基準により審査し、受託候補者を選定する。なお、審査委員会の会議は非公開とし、審査結果に係る質問及び異議は受け付けないものとする。
- (3) 受託候補者と契約条件、契約使用内容等を協議し合意できた場合、随意契約により契約の締結を行うものとする。協議が整わない場合は、次順位の者と協議するものとする。選定結果は合否に関わらず、全ての参加者に対して電子メールアドレスにて通知する。

## 8 辞退

提案参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 3 号）を提出すること。

### <問合せ先>

五所川原市総務部防災管理課

〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1

電 話 0173-34-2111（内線 2141～2144）

FAX 0173-34-3617

E-Mail goshobousai@city.goshogawara.lg.jp

※基本的に電話での問い合わせは受け付けません。